

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

規則

- 大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則…………… 3

告示

- 市税の申告等に関する期限の延長…………… 3
- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定…………… 5
- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定…………… 5
- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の失効…………… 5
- 一般競争入札の執行（コンビニエンスストア等における収納代
行業務委託）…………… 6
- 一般競争入札の執行（舞洲スラッジセンターで使用する都市ガ
スの調達等）…………… 9
- 一般競争入札の執行（学校給食用焼き物機（カート付）の買入
れ）…………… 12
- 一般競争入札の執行（大阪市立滝川小学校外73校で使用する電
気の調達等）…………… 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく医療機関の指定…………… 19
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく指定医療機関の変更…………… 20
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく指定医療機関の廃止…………… 21
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく指定医療機関の休止…………… 23
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律に基づく指定医療機関の辞退…………… 23

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく介護機関の指定	24
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の変更	24
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の廃止	29
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の休止	31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく施術機関の指定	31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定施術機関の廃止	33
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	35
○大阪市立此花屋内プールの臨時休館の承認	36
○大阪市立西淀川屋内プールの臨時休館の承認	36
○大阪市環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書及び要約 書の提出	36
○都市再開発法に基づく市街地再開発事業の施行地区となるべき 区域の公告	38
○道路法違反物件の除却	39
○市道の区域変更	40
○市道の供用開始	41
公 告	
○一般競争入札の執行（中古軽四輪ダンプ車（スバル・スクープ エンド車）の売払い等）	43

公布された規則のあらまし

◇ 大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則

- 1 南高等学校、西高等学校、水都国際高等学校、生野工業高等学校、東淀工業高等学校及び扇町総合高等学校の収容定員を変更することにしました。
- 2 この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。
(令和元年大阪市教育委員会規則第13号 教育委員会事務局総務部学事課)

規 則

大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年11月22日

大阪市教育委員会
教育長 山本晋次

大阪市教育委員会規則第13号

大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則

大阪市立高等学校学則（昭和35年大阪市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表大阪市立南高等学校の項中「480」を「400」に改め、同表大阪市立西高等学校の項中「720」を「560」に改め、同表大阪市立水都国際高等学校の項中「80」を「160」に改め、同表大阪市立生野工業高等学校の項中「640」を「560」に改め、同表大阪市立東淀工業高等学校の項中「649」を「609」に改め、同表大阪市立扇町総合高等学校の項中「600」を「480」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

大阪市告示第875号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第13条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は大阪市市税条例の規定による申告、申請、

請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所若しくは事業所又は申告等の事務を現に行う事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、令和元年10月12日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める日まで延長するため、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

指定地域	
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ1丁目から2丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西1丁目から2丁目まで、葛生東1丁目から2丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場1丁目から3丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉1丁目、上山田温泉3丁目、杭瀬下、杭瀬下1丁目から6丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

(財政局税務部管理課)

(令元. 11. 8 掲示済)

大阪市告示第905号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、令和元年7月11日から令和6年7月10日までの間に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
特定非営利活動法人出発のなかまの会	大阪市生野区田島一丁目10番30号

(財政局税務部課税課)

大阪市告示第906号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、令和元年8月8日から令和6年8月7日までの間に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
特定非営利活動法人徳育空手道を奨める会	大阪市大正区南恩加島五丁目7-105 (株) ヨコタ商店内

(財政局税務部課税課)

大阪市告示第907号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定を行った次の法人に対する寄附金について、平成31年4月1日以後に支出される寄附金については失効したので、告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

法人又は団体の名称	法人又は団体の所在地	失効の理由
公立大学法人大阪市立大学	大阪市住吉区杉本三丁目3番138号	法人の解散 (平成31年4月1日)

(財政局税務部課税課)

大阪市の告知第908号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階
 大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ 電話 06-6484-7083

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

コンビニエンスストア等における収納代行業務委託 長期継続（概算契約） 一式
 （以上、電子入札対象案件とする。）

- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和5年4月30日（日）
- (4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば、当該審査を行う。ただし、令和元年12月5日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）本市入札参加有資格者名簿に

業務委託種目「10 情報処理 01 情報処理」で登録していること

- (5) 公金の収納事務について実績（履行中のものを除く）を有すること
- (6) 下記①、②のいずれかに該当すること
 - ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること
 - ② ISO/IEC27001またはJIS Q 27001の認証を受けていること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から令和元年12月5日（木）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。
※希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。
- (4) 入札参加申請書等の受付期間
公告の日から令和元年12月5日（木）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

- (1) システム上
- (2) 担当部局（1に同じ。）

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間
令和2年1月27日（月）から同月28日（火）まで（午前9時から午後5時まで）
 - ② 開札予定日時 令和2年1月29日（水）午前10時30分
 - ③ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 令和2年1月29日（水）午前10時から午前10時30分まで
 - ② 開札予定日時 令和2年1月29日（水）午前10時30分
 - ③ 場所 大阪市中央区本町1-4-5
大阪産業創造館11階 大阪市契約管財局契約部入札室
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（簡易書留郵便もしくはは

信書が扱え、送付履歴がわかるもの。以下「郵便等」という。)による入札の場合は、令和2年1月28日(火)午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除(見積った契約希望金額の100分の3以上)
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を令和元年12月5日(木)午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 契約規則第28条第1項各号の一に該当する入札
- (2) システム所定の入札書もしくは紙入札による場合において本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 再入札の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (4) 落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要

綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Storage agency business consignment in convenience store, etc.
Longterm continuance (Rough estimate contract).
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, December 5 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, January 27 2020 to 5:00PM, January 28 2020
② in person: from 10:00AM to 10:30AM, January 29 2020
③ by post: 5:00PM, January 28 2020
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053,
TEL06-6484-7083
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第909号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

1 契約担当

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局総務部経理課 電話 06-6615-7166

2 入札に付する事項

(1) 調達件名及び予定数量

①舞洲スラッジセンターで使用する都市ガス 3,167,000m³

②平野下水処理場汚泥溶融炉で使用する都市ガス 1,187,925m³

(2) 調達物件の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

- ①令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- ②令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

- ①舞洲スラッジセンター
- ②平野下水処理場

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市のガス調達に係る入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13その他代行 26その他」で登録していること
なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請を契約管財局契約部業務委託グループ(06-6484-7083)にて行い、当該審査を受けること
ただし、令和元年12月5日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(5) 次に掲げるア～ウのいずれかに該当する者であること

- ア ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「ガス法」という。）第3条の規定に基づき一般ガス事業者として許可を得ている者
- イ ガス法第37条の7の2第1項の規定に基づきガス導管事業者として届出を行っている者
又は届出を行い、ガス導管事業者として供給実績を有している者
- ウ ガス法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者として届出を行っている者
又は届出を行い、大口ガス事業者として供給実績を有している者

(6) 入札参加申出書受付締切日までに適正な大口供給制度供給条件等を定めていること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所等

建設局ホームページ上、及び契約担当（「1 契約担当」に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から令和元年12月5日（木）までに無償により交付する。

(3) 入札参加申出書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する

る問い合わせ先

「1 契約担当」に同じ

(4) 入札参加申出書等の受付期間

公示日から令和元年12月5日（木）午後5時までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

5 入札執行の日時等

(1) 日時 令和2年1月23日（木） 午後2時

(2) 場所 大阪市建設局入札室（「1 契約担当」に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は令和2年1月22日（水）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申出者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 契約の締結は、令和2年度予算が発効したときとする。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured:

Providing medium-pressure gas of approximately 3,167,000 m³ for

facilities inside the Maishima Sludge Center from April 1, 2020 to March 31, 2021

Providing medium-pressure gas of approximately 1,187,925m³ for melting furnace sludge inside the Hirano Sewage Treatment Plant of Osaka City from April 1, 2020 to March 31, 2021

- (2) The closing time and date for the submission of application forms and related documents for the qualification:

5:00PM December 5, 2019

- (3) The time and date for the submission of tenders:

2:00PM, January 23 2020

(for tenders submitted by mail, 5:00PM, January 22, 2020)

- (4) Contact point where tender documents are available:

Finance Department, General Affairs Division, Public Works Bureau, City Of Osaka 2-1-10, Nankou-Kita, Suminoe-ku, Osaka 559-0034, TEL 06-6615-7166

(建設局総務部経理課)

大阪市告示第910号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井 一郎

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達グループ）
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
学校給食用焼き物機（カート付）買入（啓発小学校外5校）
内訳 焼き物機（カート付） 6台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 契約締結日から令和2年3月31日（火）まで
- (4) 履行期限 令和2年3月31日（火）
- (5) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）

に行えば、当該審査を行う。ただし、令和元年12月6日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成31・32・33年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「31：業務用厨房機器」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から令和元年12月6日（金）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、担当部局（上記1に同じ）において入札説明書等を公告の日から令和元年12月6日（金）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）、午前9時から午後5時まで無償にて交付する。（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から令和元年12月6日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- (4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

- ① 入札書提出期間

令和2年1月27日（月）から同月28日（火）までの午前9時から午後5時まで

- ② 開札予定日時

令和2年1月29日（水）午前10時

- ③ 場所

システム上

- (2) 紙入札による場合

- ① 入札書提出期間

令和2年1月29日（水）午前9時45分から午前10時まで

- ② 開札予定日時

令和2年1月29日（水）午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により担当部局（上記1に同じ）あて令和2年1月28日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金（契約金額の100分の10以上） 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約書作成の要否 要

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を令和元年12月6日（金）午後5時までに、担当部局（上記1に同じ）まで持参又は郵便等により必着のこと

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) この調達はWTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Gas steam convection oven with cart Keihatsu elementary school and other five schools
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, 6 December 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. On the Osaka City Electronic Tender System:from 9:00AM, 27 January 2020 to 5:00PM, 28 January 2020
 2. In person:from 9:45AM to 10:00AM, 29 January 2020
 3. By post:5:00PM, 28 January 2020
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Division, General Affairs Department, Board of Education,
The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201,
TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第911号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

- (1) 調達件名及び予定数量
 - ①大阪市立滝川小学校外73校で使用する電気
 - ②大阪市立粉浜小学校外63校で使用する電気
 - ③大阪市立玉造小学校外71校で使用する電気
 - ④大阪市立福島小学校外74校で使用する電気

- ⑤大阪市立東中学校外60校で使用する電気
- ⑥大阪市立天満中学校外59校で使用する電気
- ⑦大阪市立桜宮高等学校外17校で使用する電気

- (2) 調達物件の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記1に同じ）に行えば当該審査を行う。

ただし、令和元年12月5日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成31・32・33年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行：15 電力供給・売買：01 電力供給・売買（183）」で登録していること
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2による小売電気事業の登録を受けている者であること
- (6) 大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく入札参加資格を有すること

なお、入札参加資格を有していない者は、令和元年12月5日（木）までに「大阪市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」（<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000017722.html>）を本市環境局環境施策部環境施策課に提出すること

大阪市電力調達に係る環境配慮指針に関しては、本市環境局環境施策部環境施策課（電話 06-6630-3264）に問い合わせること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所
大阪市教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記1に同じ）
- (2) 入札参加申請書等の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
担当部局（上記1に同じ）
- (3) 入札説明書等の交付方法
公告の日から令和元年12月5日（木）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休

日」という。)を除く。)、午前9時から午後5時まで無償にて交付する。
(ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。)

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から令和元年12月5日(木)までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで

5 入札執行の日時等

(1) 入札書受付期間

令和2年1月28日(火)午後13時45分から午後14時まで

(2) 開札予定日時

令和2年1月28日(火)午後14時

(3) 場所

大阪市教育委員会事務局入札室(上記1に同じ)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により令和2年1月27日(月)午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金(見積った契約希望金額の100分の3以上)免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を令和元年12月5日(木)午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達記録が残るものによる郵送により必着のこと

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 電気供給のための所要の工事開始又は契約締結のいずれか早い期日までに、環境配慮指針に基づく「グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定量報告書」を提出することで入札参加資格が認められた落札者が同証書を無償譲渡しないときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 入札の参加に要する費用は、入札者の負担とする。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 契約の締結は令和2年度予算が発効した時とする。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Electricity to use at Osaka Municipal Takigawa Elementary School outside 73 schools
 - ② Electricity to use at Osaka Municipal Kohama Elementary School outside 63 schools
 - ③ Electricity to use at Osaka Municipal Tamatsukuri Elementary School outside 71 schools
 - ④ Electricity to use at Osaka Municipal Fukushima Elementary School outside 74 schools
 - ⑤ Electricity to use at Osaka Municipal East Junior High School outside 60 schools
 - ⑥ Electricity to use at Osaka Municipal Tenma Junior High School outside 59 schools
 - ⑦ Electricity to use at Osaka Municipal Sakuranomiya High School outside 17 schools
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 5 December 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① In person: from 13:45PM to 14:00PM, 28 January 2020
 - ② By post : 5:00PM, 27 January 2020
- (4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Division, General Affairs Department,
Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome,
Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

~~~~~

### 大阪市告示第912号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①長居良風クリニック ②大阪市住吉区大領4丁目7番10号 ③令和元年6月1日

①うらたクリニック ②大阪市平野区長吉長原西3丁目3番18号 ③令和元年7月1日

①北野病院 ②大阪市北区扇町2丁目4番20号 ③令和元年7月1日

①いさこ歯科クリニック ②大阪市福島区吉野2丁目7番8号 ③令和元年7月1日

①さかもと歯科 ②大阪市生野区林寺5丁目11番22号 ③令和元年6月1日

①うえのファミリー歯科クリニック ②大阪市旭区今市2丁目1番2号 ③令和元年7月1日

①大阪みなみ薬局 ②大阪市北区浮田1丁目3番11号 ③令和元年6月1日

①コスモス薬局 天神橋店 ②大阪市北区天神橋5丁目5番8号 ③令和元年7月1日

①天六ファーマライズ薬局 ②大阪市北区浮田1丁目3番16-101号 ③令和元年6月1日

①薬のヒグチ薬局 谷町二丁目店 ②大阪市中央区谷町2丁目3番12号 ③令和元年6月1日

①田中薬局 ②大阪市天王寺区上汐3丁目4番15号 ③令和元年6月1日

①さくら薬局 ②大阪市西淀川区花川1丁目17番13号 ③令和元年6月1日

①勝山ファーマライズ薬局 ②大阪市生野区勝山南4丁目5番4号 ③令和元年6月1日

①サポート薬局 ②大阪市城東区中浜3丁目24番7号 ③令和元年6月1日

①鶴見ファーマライズ薬局 ②大阪市鶴見区鶴見4丁目1番2-102号 ③令和元年6月1日

①新世薬局 阿倍野店 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目3番24号 ③令和元年6月1日

①杭全ファーマライズ薬局 ②大阪市東住吉区杭全7丁目9番18号 ③令和元年6月1日

①杭全みなみ薬局 ②大阪市東住吉区今川1丁目4番10-101号 ③令和元年6月1日

①くわの薬局 駒川 ②大阪市東住吉区駒川4丁目5番6号 ③令和元年7月1日

①つるみ橋MY薬局 ②大阪市西成区鶴見橋1丁目17番16号 ③令和元年6月1日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤指定年月日

①医療法人 佐々木会 ②大阪市西区九条南2丁目2番21号 ③キャリア訪問看護ステーション ④大阪市西区千代崎2丁目3番7-201号 ⑤令和元年7月1日

①株式会社 ユニケア ②大阪市鶴見区今津中3丁目6番27-113号 ③ユニケア訪問看護ステーション旭 ④大阪市旭区赤川2丁目5番13号 ⑤令和元年6月1日

①医療法人 育生会(社団) ②大阪市平野区流町4丁目10番10号 ③グラスアス訪問看護ステーション ④大阪市平野区流町4丁目10番10号 ⑤令和元年6月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

### 大阪市告示第913号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井 一郎

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①(旧) : ふくずみ形成外科 (新) : ふくずみ皮フ科形成外科 ②大阪市中

中央区谷町1丁目5番6号 ③平成31年4月1日

①(旧)：腹見病院 (新)：優心会厚生病院 ②大阪市生野区小路東4丁目13番22号 ③令和元年7月1日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤変更年月日

①株式会社 フィロソフィア ②(旧)：大阪市中央区谷町4丁目6番2号 (新)：大阪市中央区谷町4丁目5番9-1104号 ③法円坂訪問看護ステーション ④大阪市中央区谷町4丁目5番9号 ⑤令和元年7月1日

①社会福祉法人 石井記念愛染園 ②大阪市浪速区日本橋5丁目16番15号 ③愛染園訪問看護ステーション ④(旧)：大阪市浪速区日本橋5丁目12番7号 (新)：大阪市浪速区日本橋5丁目16番15号 ⑤令和元年6月28日

①医療法人 遊心会 ②大阪市淀川区西中島6丁目11番31号 ③訪問看護ステーションはるか ④(旧)：大阪市淀川区西中島6丁目10番3-101号 (新)：大阪市淀川区西中島6丁目5番4-2702号 ⑤令和元年7月1日

①株式会社 メディケア・リハビリ ②(旧)：大阪府羽曳野市羽曳が丘3丁目203番地1 (新)：大阪府羽曳野市羽曳が丘4丁目18番3号 ③メディケア・リハビリ訪問看護ST大阪住吉 ④大阪市住吉区長居西3丁目3番1-105号 ⑤令和元年6月17日

①株式会社 M&S コーポレーション ②(旧)：大阪市東住吉区桑津3丁目15番35号 (新)：大阪市東住吉区桑津3丁目2番10号 ③訪問看護ステーションラベンダー ④(旧)：大阪市東住吉区桑津3丁目15番35号 (新)：大阪市東住吉区桑津3丁目2番10号 ⑤平成31年2月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

### 大阪市告示第914号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①ハートフルクリニック大阪院 ②大阪市港区夕風2丁目1番1号 ③令和元年7月15日

- ①生野診療所 ②大阪市生野区林寺2丁目9番12号 ③令和元年6月15日  
①長居良風クリニック ②大阪市住吉区大領4丁目7番10号 ③令和元年5月31日  
①吉川歯科医院 ②大阪市北区小松原町1番4号 ③令和元年7月31日  
①馬詰歯科医院 ②大阪市中央区谷町3丁目4番2号 ③令和元年6月29日  
①護邦歯科医院 ②大阪市旭区新森4丁目26番9号 ③令和元年6月25日  
①藤崎歯科医院 ②大阪市城東区関目2丁目1番1号 ③平成30年8月4日  
①医療法人 浦野歯科診療所 ②大阪市住之江区北島1丁目2番1号 ③令和元年6月20日  
①大阪みなみ薬局 ②大阪市北区浮田1丁目3番11号 ③令和元年5月31日  
①天六ファーマライズ薬局 ②大阪市北区浮田1丁目3番16-101号 ③令和元年5月31日  
①薬のヒグチ薬局 谷町二丁目店 ②大阪市中央区谷町2丁目3番12号 ③令和元年5月31日  
①田中薬局 ②大阪市天王寺区上汐3丁目4番15号 ③令和元年5月31日  
①さくら薬局 ②大阪市西淀川区花川1丁目17番13号 ③令和元年5月31日  
①勝山ファーマライズ薬局 ②大阪市生野区勝山南4丁目5番4号 ③令和元年5月31日  
①鶴見ファーマライズ薬局 ②大阪市鶴見区鶴見4丁目1番2-102号 ③令和元年5月31日  
①協栄薬局 阿倍野店 ②大阪市阿倍野区松崎町4丁目4番22号 ③平成28年12月31日  
①新世薬局 阿倍野店 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目3番24号 ③令和元年5月31日  
①杭全ファーマライズ薬局 ②大阪市東住吉区杭全7丁目9番18号 ③令和元年5月31日  
①杭全みなみ薬局 ②大阪市東住吉区今川1丁目4番10-101号 ③令和元年5月31日  
①キョーエイ薬局 ②大阪市西成区天下茶屋1丁目6番20号 ③平成28年7月31日  
①つるみ橋MY薬局 ②大阪市西成区鶴見橋1丁目17番16号 ③令和元年5月31日  
①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤廃止年月日  
①有限会社 キャリア在宅看護研究所 ②大阪市西区千代崎2丁目3番7-201号 ③キャリア訪問看護ステーション ④大阪市西区千代崎2丁目3番7-201号 ⑤令和元年6月30日

(福祉局生活福祉部保護課)

**大阪市告示第915号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①ほたに歯科 ②大阪市西淀川区大和田5丁目10番23号 ③令和元年7月8日  
(福祉局生活福祉部保護課)

**大阪市告示第916号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

①名称 ②所在地 ③辞退年月日

①松井医院 ②大阪市天王寺区玉造本町9番17号 ③令和元年6月27日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤辞退年月日

①ツインリーブス 合同会社 ②大阪市此花区伝法1丁目1番1-105号 ③ココハリハビリ訪問看護ステーション伝法 ④大阪市此花区伝法6丁目3番2-107号 ⑤令和元年6月30日

(福祉局生活福祉部保護課)

**大阪市告示第917号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（指定年月日）

①矢吹 陽子 ②大阪市城東区成育4丁目20番16号 ③やぶきクリニック ④大阪市城東区成育4丁目20番16号 ⑤訪問看護（令和元年6月14日）訪問リハビリテーション（令和元年6月14日）通所リハビリテーション（令和元年6月14日）居宅療養管理指導（令和元年6月14日）介護予防居宅療養管理指導（令和元年6月14日）介護予防訪問看護（令和元年6月14日）介護予防訪問リハビリテーション（令和元年6月14日）介護予防通所リハビリテーション（令和元年6月14日）

①のりこ&えいこ株式会社 ②大阪市阿倍野区松崎町3丁目14番14-1001号

③介護のノリエー ④大阪市阿倍野区共立通1丁目7番12号 ⑤居宅介護支援（令和元年7月1日）

①医療法人希望会 回生会クリニック ②大阪市平野区长吉長原西1丁目3番8号 ③医療法人希望会回生会クリニック ④大阪市平野区长吉長原西1丁目3番8号 ⑤居宅療養管理指導（令和元年7月1日）介護予防居宅療養管理指導（令和元年7月1日）

①医療法人高遼会 高遼会病院 ②大阪市平野区平野本町4丁目15番6号 ③医療法人高遼会高遼会病院 ④大阪市平野区平野本町4丁目15番6号 ⑤訪問リハビリテーション（令和元年6月1日）介護予防訪問リハビリテーション（令和元年6月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）

**大阪市告示第918号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項



において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井 一郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（変更年月日）

①有限会社さざなみ ②（旧）：大阪府東大阪市加納7丁目12番23号（新）：大阪市中央区上町1丁目8番3号 ③グループホームさざなみ松屋町 ④大阪市中央区瓦屋町1丁目7番11号 ⑤認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）（平成28年8月4日） 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）（平成28年8月4日）

①株式会社ファーマシィ ②（旧）：広島県福山市沖野上町4丁目23番27号（新）：広島県福山市沖野上町4丁目13番27号 ③ファーマシィ薬局とくい ④大阪市中央区徳井町1丁目3番14号 ⑤居宅療養管理指導（令和元年7月1日） 介護予防居宅療養管理指導（令和元年7月1日）

①株式会社フィロソフィア ②（旧）：大阪市中央区谷町4丁目6番2号（新）：大阪市中央区谷町4丁目5番9-1104号 ③法円坂ケアプランセンター ④大阪市中央区谷町4丁目5番9-1104・102号 ⑤居宅介護支援（令和元年7月1日）

①株式会社フィロソフィア ②（旧）：大阪市中央区谷町4丁目6番2号（新）：大阪市中央区谷町4丁目5番9-1104号 ③法円坂訪問看護ステーション ④大阪市中央区谷町4丁目5番9-1104・102号 ⑤訪問看護（令和元年7月1日） 介護予防訪問看護（令和元年7月1日）

①株式会社アワハウス ②（旧）：大阪市西区西本町一丁目11番7号 スギノビル9階（新）：大阪市西区阿波座1丁目6番1号 ③アワハウス居宅介護支援事業所 ④（旧）：大阪市西区西本町一丁目11番7号スギノビル9階（新）：大阪市西区阿波座1丁目6番1号 ⑤居宅介護支援（令和元年7月1日）

①合同会社奥田 ②大阪市西区九条3丁目27番9号 ③ケアセンターゆり ④（旧）：大阪市西区九条南4丁目16番16号（新）：大阪市西区九条3丁目5番8号 ⑤訪問介護（令和元年6月12日） 訪問型サービス（独自）（令和元年6月12日）

①（旧）：セガミメディクス株式会社（新）：株式会社ココカラファインヘルスケア ②（旧）：大阪市中央区南船場2丁目7番30号（新）：横浜市港北区新横浜3丁目17番6号 ③セガミ薬局上本町店 ④大阪市天王寺区筆ヶ崎町6番33号 ⑤居宅療養管理指導（平成26年7月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成26年7月1日）

- ①社会福祉法人博陽会 ②大阪市西淀川区大野2丁目1番41号 ③ヘルパーステーションフレール ④(旧)：大阪市西淀川区大和田2丁目1番1号 (新)：大阪市西淀川区大和田2丁目1番20号 ⑤訪問介護(平成30年4月1日) 訪問型サービス(独自)(平成30年4月1日)
- ①医療法人遊心会 ②大阪市淀川区西中島6丁目11番31号 ③訪問看護ステーション はるか ④(旧)：大阪市淀川区西中島6丁目10番3-101号 (新)：大阪市淀川区西中島6丁目5番4-2702号 ⑤訪問看護(令和元年7月1日) 介護予防訪問看護(令和元年7月1日)
- ①生活協同組合ヘルスコープおおさか ②大阪市鶴見区鶴見3丁目6番24号 ③いまごとコープケアプランセンター ④(旧)：大阪市東成区中本五丁目16番8号 (新)：大阪市東成区大今里1丁目23番12号 ⑤居宅介護支援(令和元年6月24日)
- ①生活協同組合ヘルスコープおおさか ②大阪市鶴見区鶴見3丁目6番24号 ③いまごとヘルパーステーション ④(旧)：大阪市東成区中本五丁目16番8号 (新)：大阪市東成区大今里1丁目23番4号 ⑤訪問介護(令和元年6月24日) 訪問型サービス(独自)(令和元年6月24日)
- ①有限会社さざなみ ②(旧)：大阪府東大阪市加納二丁目12番7号 (新)：大阪市中央区上町1丁目8番3号 ③グループホームさざなみ大池橋 ④大阪市生野区中川西二丁目26番5号 ⑤認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)(平成28年8月4日) 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)(平成28年8月4日)
- ①株式会社であい ②(旧)：大阪市生野区巽北2丁目22番9号 (新)：大阪市生野区巽北3丁目17番8号 ③であいケアセンター ④(旧)：大阪市生野区巽北2丁目22番9号 (新)：大阪市生野区巽北3丁目17番8号 ⑤訪問介護(令和元年5月1日) 訪問型サービス(独自)(令和元年5月1日)
- ①社会福祉法人邦寿会 ②大阪市北区堂島浜2丁目1番40号 ③旭区西部地域包括支援センター ④(旧)：大阪市旭区中宮2丁目15番8号 (新)：大阪市旭区中宮2丁目15番7号 ⑤介護予防支援(令和元年6月1日) 介護予防ケアマネジメント(令和元年6月1日)
- ①合資会社にぎやか ②(旧)：大阪市城東区諏訪三丁目1番20号第二宮田ビル202号 (新)：大阪市城東区東中浜9丁目3番36号 ③介護ステーションほっこり ④(旧)：大阪市城東区諏訪三丁目1番20号第二宮田ビル202号 (新)：大阪市城東区東中浜9丁目3番36号 ⑤訪問介護(令和元年6月1日) 居宅介護支援(令和元年6月1日) 訪問型サービス(独自)(令和元年6月1日)
- ①社会医療法人 大道会 ②大阪市城東区東中浜1丁目5番1号 ③(旧)：ケアプランセンター城東おおみち (新)：ケアプランセンターおおみち ④(旧)：大阪市城東区東中浜1丁目2番17-201号 (新)：大阪市城東区森之宮2丁目森之宮第2団地6号棟102号 ⑤居宅介護支援(平成31年4月1日)
- ①(旧)：医療法人 大道会 (新)：社会医療法人大道会 ②大阪市城東区

東中浜1丁目5番1号 ③(旧)：レンタルケアおおみち (新)：社会医療法人大道会レンタルケアおおみち ④(旧)：大阪市城東区東中浜1丁目2番17-201号 (新)：大阪市城東区森之宮2丁目6番102号 ⑤福祉用具貸与(平成31年4月1日) 特定福祉用具販売(平成31年4月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成31年4月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成31年4月1日)

①(旧)：医療法人 大道会 (新)：社会医療法人大道会 ②大阪市城東区東中浜1丁目5番1号 ③訪問看護ステーションおおみち ④(旧)：大阪市城東区東中浜1丁目2番17-202号 (新)：大阪市城東区森之宮2丁目森之宮第2団地6号棟102号 ⑤訪問看護(平成31年4月1日) 介護予防訪問看護(平成31年4月1日)

①寿田 直美 ②(旧)：大阪府枚方市東山1丁目39番4号 (新)：大阪市鶴見区緑1丁目11番3-303号 ③グリーンパーク薬局 みどり店 ④大阪市鶴見区緑1丁目10番6号 ⑤居宅療養管理指導(令和元年6月20日) 介護予防居宅療養管理指導(令和元年6月20日)

①合同会社希楽 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目9番21号 ③介護センターまひろ ④(旧)：大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目9番8号 (新)：大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目9番21号 ⑤訪問介護(令和元年6月1日) 訪問型サービス(独自)(令和元年6月1日)

①合同会社希楽 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目9番21号 ③ケアプランセンター希楽 ④(旧)：大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目9番8号 (新)：大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目9番21号 ⑤居宅介護支援(令和元年6月1日)

①医療法人真芳会 ②大阪市住吉区我孫子東3丁目1番1号 ③いきいきケアプランセンター我孫子 ④(旧)：大阪市住吉区我孫子東3丁目1番1号 (新)：大阪市住吉区長居東3丁目8番31号 ⑤居宅介護支援(平成30年11月1日)

①株式会社メディケア・リハビリ ②(旧)：大阪府羽曳野市羽曳が丘3丁目203番地1 (新)：大阪府羽曳野市羽曳が丘4丁目18番3号 ③ケアプランセンターメディケア・リハビリ大阪住吉 ④大阪市住吉区長居西3丁目3番1-105号室 ⑤居宅介護支援(令和元年6月17日)

①株式会社メディケア・リハビリ ②(旧)：大阪府羽曳野市羽曳が丘三丁目203番地1 (新)：大阪府羽曳野市羽曳が丘4丁目18番3号 ③メディケア・リハビリ訪問看護ステーション大阪住吉 ④大阪市住吉区長居西三丁目3番1号 オレンジカウンティⅡ105号室 ⑤訪問看護(令和元年6月17日) 介護予防訪問看護(令和元年6月17日)

①有限会社 なでしこ ②(旧)：大阪市東住吉区駒川1丁目8番21号 (新)：大阪市東住吉区北田辺6丁目17番8号 ③なでしこヘルプステーション ④(旧)：大阪市東住吉区駒川1丁目8番21号 (新)：大阪市東住吉区北田辺6丁目17番8号 ⑤訪問介護(平成28年6月12日)

①株式会社 陽 ②(旧)：大阪市平野区長吉出戸6丁目11番13号 (新)：

大阪市平野区長吉長原西2丁目7番13号 ③ケアマネージャー陽平野 ④(旧) : 大阪市平野区長吉出戸6丁目11番13号 (新) : 大阪市平野区長吉長原西2丁目7番13号 ⑤居宅介護支援(平成27年2月1日)

①株式会社メディケア・リハビリ ②(旧) : 大阪府羽曳野市羽曳が丘三丁目203番地1 (新) : 大阪府羽曳野市羽曳が丘4丁目18番3号 ③デイルーム加美 ④大阪市平野区加美正覚寺三丁目5番36号 ⑤通所介護(令和元年6月17日)

①株式会社メディケア・リハビリ ②(旧) : 大阪府羽曳野市羽曳が丘3丁目203番地1 (新) : 大阪府羽曳野市羽曳が丘4丁目18番3号 ③デイルーム長吉 ④大阪市平野区長吉六反2丁目11番43号 ⑤通所介護(令和元年6月17日)

①株式会社メディケア・リハビリ ②(旧) : 大阪府羽曳野市羽曳が丘三丁目203番地1 (新) : 大阪府羽曳野市羽曳が丘西4丁目18番3号 ③ヘルパー24加美 ④大阪市平野区加美正覚寺3丁目5番36号 ⑤訪問介護(令和元年6月17日)

①株式会社メディケア・リハビリ ②(旧) : 大阪府羽曳野市羽曳が丘三丁目203番地1 (新) : 大阪府羽曳野市羽曳が丘4丁目18番3号 ③ヘルパー24長吉 ④大阪市平野区長吉六反2丁目11番43号 ⑤訪問介護(令和元年6月17日)

①有限会社 ころっけ ②(旧) : 大阪市西成区花園北2丁目1番8号 (新) : 大阪市西成区潮路1丁目2番32号 ③ケアプランセンター キャベツ ④(旧) : 大阪市西成区花園北2丁目1番8号 (新) : 大阪市西成区潮路1丁目2番32号 ⑤居宅介護支援(令和元年6月1日)

①株式会社T&F ②大阪市阿倍野区共立通一丁目13番2号 ③ケアプランセンター山王あさひ ④(旧) : 大阪市西成区山王二丁目5番17号 (新) : 大阪市西成区山王3丁目1番1号 ⑤居宅介護支援(令和元年6月25日)

①有限会社 ころっけ ②(旧) : 大阪市西成区花園北2丁目1番8号 (新) : 大阪市西成区潮路1丁目2番32号 ③有限会社ころっけ ④(旧) : 大阪市西成区花園北2丁目1番8号 (新) : 大阪市西成区潮路1丁目2番32号 ⑤訪問介護(令和元年6月1日) 訪問型サービス(独自)(令和元年6月1日)

①株式会社ケアジャパン ②(旧) : 大阪市西成区玉出東1丁目6番10号 (新) : 大阪市西成区千本中1丁目9番25号 ③ハル介護サービス ④(旧) : 大阪市西成区天下茶屋3丁目28番3号 (新) : 大阪市西成区千本北2丁目1番3号 ⑤訪問介護(令和元年6月1日) 訪問型サービス(独自)(令和元年6月1日)

(福祉局生活福祉部保護課)

**大阪市告示第919号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（廃止年月日）

①一般社団法人大阪市北区医師会 ②大阪市北区末広町3番14号 ③医師会立北区訪問看護ステーション ④大阪市北区神山町15番11号 ⑤訪問介護（令和元年6月30日） 訪問型サービス（独自）（令和元年6月30日）

①アースサポート株式会社 ②東京都渋谷区本町1丁目4番14号 ③アースサポート大阪都島 ④大阪市都島区片町1丁目8番18号 ⑤訪問入浴介護（令和元年6月30日） 介護予防訪問入浴介護（令和元年6月30日）

①医療法人徳旺会 長谷川歯科医院 ②大阪市此花区伝法2丁目4番4号 ③医療法人徳旺会 長谷川歯科医院 ④大阪市此花区伝法2丁目4番4号 ⑤居宅療養管理指導（令和元年6月24日） 介護予防居宅療養管理指導（令和元年6月24日）

①長谷川昌徳 ②大阪市北区万歳町3番39-1908号 ③長谷川歯科医院 ④大阪市此花区伝法2丁目4番4号 ⑤居宅療養管理指導（令和元年6月24日） 介護予防居宅療養管理指導（令和元年6月24日）

①有限会社キャリア在宅看護研究所 ②大阪市西区千代崎2丁目3番7-201号 ③キャリア在宅看護研究所 ④大阪市西区九条1丁目8番3-101号 ⑤居宅介護支援（令和元年6月30日）

①有限会社キャリア在宅看護研究所 ②大阪市西区千代崎2丁目3番7-201号 ③キャリアデイクラブ ④大阪市西区千代崎2丁目3番7-201号 ⑤地域密着型通所介護（令和元年6月30日） 通所型サービス（独自）（令和元年6月30日）

①有限会社キャリア在宅看護研究所 ②大阪市西区千代崎1丁目3番7-201号 ③キャリアホームヘルプセンター ④大阪市西区九条1丁目8番3-101号 ⑤訪問介護（令和元年6月30日） 訪問型サービス（独自）（令和元年6月30日）

①有限会社キャリア在宅看護研究所 ②大阪市西区千代崎2丁目3番7-201号 ③キャリア訪問看護ステーション ④大阪市西区千代崎2丁目3番7-201号

- ⑤訪問看護（令和元年6月30日） 介護予防訪問看護（令和元年6月30日）
- ①アースサポート株式会社 ②東京都渋谷区本町1丁目4番14号 ③アースサポート大阪みなと ④大阪市港区磯路1丁目1番3-201号 ⑤訪問入浴介護（令和元年6月30日） 介護予防訪問入浴介護（令和元年6月30日）
- ①株式会社アクセスH.L ②大阪市港区波除二丁目5番18号 ③港ケア・訪問看護ステーション ④大阪市港区波除二丁目5番18号 ⑤訪問看護（平成31年3月31日） 介護予防訪問看護（平成31年3月31日）
- ①高松エステート株式会社 ②大阪市淀川区新北野1丁目1番20号 ③エニシエケア新北野 ④大阪市淀川区新北野1丁目1番20号 ⑤訪問介護（平成31年4月30日）
- ①合同会社 キシダ ②大阪市淀川区十三本町1丁目21番10号 ③大阪ケアプラザセンター ④大阪市淀川区三津屋中2丁目5番18-103号 ⑤居宅介護支援（令和元年6月27日）
- ①生活協同組合 ヘルスコープおおさか ②大阪市鶴見区鶴見3丁目6番24号 ③コープデイサービスふらわぁ ④大阪市東成区中本5丁目16番8号 ⑤認知症対応型通所介護（令和元年6月30日） 介護予防認知症対応型通所介護（令和元年6月30日）
- ①医療法人 桜医会 ②大阪市旭区大宮1丁目13番9号 ③医療法人桜医会機能訓練センター新森さくら ④大阪市旭区新森三丁目5番2号 ⑤地域密着型通所介護（令和元年6月30日） 通所型サービス（独自）（令和元年6月30日）
- ①アサヒサンクリー株式会社 ②静岡県静岡市葵区本通10丁目8番地の1 ③アサヒサンクリー城東区ホームヘルパー派遣センター ④大阪市城東区成育2丁目5番21-102号 ⑤訪問介護（令和元年6月30日） 訪問型サービス（独自）（令和元年6月30日）
- ①有限会社NBL福祉センター ②大阪市阿倍野区松虫通3丁目7番18号 ③NBL福祉センター ④大阪市阿倍野区松虫通3丁目7番18号 ⑤訪問介護（令和元年6月30日） 地域密着型通所介護（令和元年6月30日） 訪問型サービス（独自）（令和元年6月30日） 通所型サービス（独自）（令和元年6月30日）
- ①医療法人浦野歯科診療所 ②大阪市住之江区北島1丁目2番1号大和川コーポ1号棟1階 ③浦野歯科診療所 ④大阪市住之江区北島1丁目2番1号大和川コーポ1号棟1階 ⑤居宅療養管理指導（平成元年6月20日） 介護予防居宅療養管理指導（令和元年6月20日）
- ①有限会社 みふく介護支援センター ②大阪市東住吉区田辺3丁目26番10号 ③デイサービスセンターみふく ④大阪市東住吉区西今川一丁目16番38号ハイツキシモト1階 ⑤地域密着型通所介護（令和元年6月30日） 通所型サービス（独自）（令和元年6月30日）
- ①有限会社 塩田メディカルサービス ②大阪市平野区流町3丁目7番1号 ③介護支援センターユーカリ ④大阪市平野区平野東2丁目2番28号 ⑤訪問介

護（令和元年6月30日） 居宅介護支援（令和元年6月30日） 訪問型サービス（独自）（令和元年6月30日）

①のりこ&えいこ株式会社 ②大阪市阿倍野区松崎町三丁目14番14-1001号  
③介護のノリエー ④大阪市西成区太子二丁目4番10号 ⑤居宅介護支援（令和元年6月30日）

①倉知 顕 ②大阪市西成区花園北2丁目13番7号 ③倉知医院 ④大阪市西成区花園北2丁目13番7号 ⑤訪問看護（平成29年12月31日） 訪問リハビリテーション（平成29年12月31日） 居宅療養管理指導（平成29年12月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年12月31日） 介護予防訪問看護（平成29年12月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成29年12月31日）

①新和木材株式会社 ②大阪市西成区岸里東二丁目1番9号 ③新和介護システム ④大阪市西成区岸里東二丁目1番9号 ⑤福祉用具貸与（令和元年5月31日） 特定福祉用具販売（令和元年5月31日） 特定介護予防福祉用具販売（令和元年5月31日） 介護予防福祉用具貸与（令和元年5月31日）

（福祉局生活福祉部保護課）

#### 大阪市告示第920号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（休止年月日）

①アースサポート株式会社 ②東京都渋谷区本町一丁目4番14号 ③アースサポート大阪西成 ④大阪市西成区橋1丁目3番6号 ⑤訪問介護（令和元年7月1日） 訪問型サービス（独自）（令和元年7月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）

#### 大阪市告示第921号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第1項の規定により、施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①奥原 寿浩 ②あん整骨院 ③大阪市此花区高見1丁目4番49号 ④令和元年7月1日

①萩山 竜太 ②小林整骨院此花 ③大阪市此花区春日出北2丁目1番2号 ④令和元年6月1日

①松本 隆寛 ②北村整骨院 ③大阪市浪速区浪速東2丁目2番1-105号 ④令和元年7月1日

①中井 省吾 ②みらい整骨院 ③大阪市西淀川区出来島1丁目4番23号 ④令和元年7月16日

①泉 秀人 ②I'z 鍼灸整骨院 ③大阪市生野区林寺3丁目5番27号 ④令和元年6月26日

①西山 明人 ②あたらし整骨院 ③大阪市生野区巽中3丁目16番18号 ④令和元年7月1日

①石田 洋平 ②みやこ整骨院 ③大阪市住之江区北加賀屋2丁目7番16-102号 ④令和元年7月1日

①江川 信之 ②にんにん針灸マッサージ ③大阪市福島区海老江2丁目8番32-1004号 ④令和元年7月12日

①辰巳 かおり ②北村鍼灸院 ③大阪市浪速区浪速東2丁目2番1-105号 ④令和元年7月1日

①内名 慧 ②みやこう鍼灸院 ③大阪市東淀川区豊新3丁目2番6号 ④令和元年6月1日

①金山 恒史 ②STRIKE BODY CARE ③大阪市東淀川区菅原4丁目1番26号 ④令和元年6月17日

①金森 倫子 ②笑楽O鍼灸院 ③大阪市旭区赤川1丁目2番4号 ④令和元年6月3日

①平井 久士 ②平井鍼灸院 ③大阪市旭区森小路1丁目14番24-303号 ④令和元年6月1日

①齊藤 利宏 ②往療専門 ③大阪市阿倍野区松崎町3丁目6番32-226号 ④令和元年7月18日

①岩井 拓馬 ②こう鍼灸院 ③大阪市住之江区安立3丁目2番8号 ④令和元年7月1日



①小田 剛士 ②小田鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区荻田7丁目12番19-302号 ④令和元年5月1日

①稲田 奈津子 ②いつき鍼灸院 ③大阪市平野区瓜破西1丁目10番29号 ④令和元年7月1日

①山本 正泰 ②いつき鍼灸院 ③大阪市平野区瓜破西1丁目10番29号 ④令和元年7月1日

①山口 基樹 ②趙はり・あんま・マッサージ治療院 ③大阪市西成区梅南2丁目3番16号 ④令和元年7月1日

①又吉 和恵 ②マッサージレイス治療院都島 ③大阪市都島区都島北通1丁目22番8-306号 ④令和元年7月1日

①森 賢二郎 ②マッサージレイス治療院都島 ③大阪市都島区都島北通1丁目22番8-306号 ④令和元年7月1日

①木田 葵 ②フリーケア治療院 ③大阪市浪速区恵美須西3丁目2番11-202号 ④令和元年7月1日

①梅村 真奈 ②森田鍼灸整骨マッサージ院 ③大阪市東住吉区今川8丁目12番8-207号 ④令和元年7月1日

①木田 葵 ②いきいき鍼灸治療院 ③大阪市東住吉区湯里1丁目14番5号 ④令和元年7月1日

①渡邊 亘 ②森田鍼灸整骨マッサージ院 ③大阪市東住吉区今川8丁目12番8-207号 ④令和元年7月1日

①青木 秀行 ②往療専門 ③大阪市平野区喜連西2丁目11番35-401号 ④令和元年5月29日

①森川 洋子 ②訪問鍼灸KE i ROW大阪平野区 ③大阪市平野区长吉川辺3丁目7番11号 ④令和元年7月1日

①松本 久男 ②愛寿なかよし鍼灸院 ③大阪市西成区鶴見橋1丁目3番25号 ④令和元年7月1日

①松本 久男 ②溝上鍼灸院 ③大阪市西成区松1丁目5番35号 ④令和元年7月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

## 大阪市告示第922号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第

4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

- ①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日
- ①小野 大二郎 ②北村整骨院 ③大阪市浪速区浪速東2丁目2番1-105号  
④令和元年6月30日
- ①中井 省吾 ②長居公園前整骨院 ③大阪市住吉区长居東3丁目1番28号  
④令和元年6月30日
- ①奥瀧 裕也 ②すまいる鍼灸接骨院 ③大阪市平野区长吉長原西1丁目4番6号  
④令和元年6月30日
- ①藤原 大地 ②すまいる鍼灸接骨院 ③大阪市平野区长吉長原西1丁目4番6号  
④令和元年6月30日
- ①小野 大二郎 ②北村鍼灸院 ③大阪市浪速区浪速東2丁目2番1-105号  
④令和元年6月30日
- ①柳川 唯 ②ヘルスケア治療院 ③大阪市淀川区西宮原2丁目7番50-601号  
④令和元年5月31日
- ①泉 秀人 ②もみの木鍼灸整骨院 ③大阪市生野区勝山北1丁目2番10号  
④令和元年6月25日
- ①山本 好子 ②よしよしはりきゅう院 ③大阪市生野区勝山北4丁目1番10-317号  
④平成28年6月20日
- ①金森 倫子 ②笑楽〇鍼灸院 ③大阪市旭区高殿7丁目9番1号 ④令和元年6月2日
- ①平井 久士 ②平井鍼灸院 ③大阪市旭区清水1丁目6番6号 ④令和元年5月31日
- ①小田 剛士 ②小田鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区我孫子東3丁目3番31-402号 ④平成31年4月30日
- ①古子 千晴 ②東西鍼灸院あびこ東店 ③大阪市住吉区我孫子東2丁目4番21号 ④令和元年6月30日
- ①大口 陽平 ②すまいる鍼灸接骨院うりわり院 ③大阪市平野区喜連2丁目7番25号 ④令和元年6月30日
- ①田村 美帆 ②すまいる鍼灸接骨院 ③大阪市平野区长吉長原西1丁目4番6号 ④令和元年6月30日
- ①山口 基樹 ②ヤマハ鍼灸施術所 ③大阪市西成区千本中1丁目17番27号  
④令和元年6月30日
- ①又吉 和恵 ②レイス治療院 ③大阪市都島区都島北通1丁目19番26-103号  
④令和元年6月30日
- ①森 賢二郎 ②レイス治療院都島 ③大阪市都島区都島北通1丁目19番26-103号 ④令和元年6月30日
- ①佐々木 拳 ②ベスト鍼灸治療院 ③大阪市浪速区恵美須西2丁目9番3-

507号 ④令和元年7月1日

①佐々木 拳 ②ベスト鍼灸治療院 ③大阪市東住吉区矢田4丁目17番3-A2  
02号 ④令和元年7月1日

①山口 基樹 ②ヤマハ鍼灸施術所 ③大阪市東住吉区山坂1丁目8番7-40  
3号 ④令和元年6月30日

①青木 秀行 ②往療専門 ③大阪市平野区喜連西3丁目17番21-310号 ④令  
和元年5月28日

①溝渕 文則 ②リーヴマッサージ治療院 ③大阪市平野区平野南1丁目5番  
25号 ④令和元年6月30日

①片岡 貞男 ②溝上鍼灸院 ③大阪市西成区松1丁目5番35号 ④令和元年  
6月30日

①片岡 貞男 ②愛寿なかよし鍼灸院 ③大阪市西成区鶴見橋1丁目3番25号  
④令和元年6月30日

(福祉局生活福祉部保護課)



### 大阪市告示第923号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次の  
とおり医師を指定する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障がいの種類 ⑤指定年月  
日

①上野 健太郎 ②大阪府済生会中津病院 ③北区芝田2丁目10番39号 ④肢  
体不自由 ⑤令和元年10月1日

①宮下 昌大 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7  
号 ④肢体不自由 ⑤令和元年10月1日

①一ノ瀬 努 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7  
号 ④肢体不自由 ⑤令和元年10月1日

①宇田 武弘 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7  
号 ④肢体不自由 ⑤令和元年10月1日

①森迫 拓貴 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7  
号 ④肢体不自由 ⑤令和元年10月1日

①有馬 大紀 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7  
号 ④肢体不自由 ⑤令和元年10月1日

①川嶋 俊幸 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7  
号 ④肢体不自由 ⑤令和元年10月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課)

~~~~~

大阪市告示第924号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

施 設 名	月 日
大阪市立此花屋内プール 水泳場	令和元年11月26日（火）から令和2年2月29日（土）まで

（環境局総務部施設管理課）

~~~~~

### 大阪市告示第925号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

| 施 設 名               | 月 日                           |
|---------------------|-------------------------------|
| 大阪市立西淀川屋内プール<br>水泳場 | 令和元年11月24日（日）から令和2年2月29日（土）まで |

（環境局総務部施設管理課）

~~~~~

大阪市告示第926号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）の提出を受けたが、その概要は次の1のとおりである。

条例第8条の規定に基づく方法書及び要約書の写しの縦覧並びに条例第9条第1項の規定に基づく方法書についての意見書（以下「意見書」という。）の提出の概要は次の2のとおりとする。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

1 方法書及び要約書の概要

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
 - イ 代表者の氏名
会長 中西宏明
 - ウ 主たる事務所の所在地
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - ア 名称
2025年日本国際博覧会
 - イ 種類
 - ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業
(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)
 - ・自動車ターミナル法第2条第4項に規定する自動車ターミナルの新設の事業
(同時に駐車することのできる自動車の台数が1,000台以上である駐車場等を設けるものに限る。)
 - ウ 規模
会場：約155ha、(仮称)舞洲駐車場：駐車台数約7,500台
 - (3) 対象事業の実施を予定している区域
大阪市此花区
 - (4) 環境影響評価の実施を予定している地域
大阪市此花区、港区及び住之江区
 - (5) 提出年月日
令和元年11月15日
- 2 方法書及び要約書の写しの縦覧並びに意見書の提出
- (1) 縦覧に供する場所
 - ア 大阪市環境局環境管理部
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階
 - イ 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎43階
 - ウ 大阪市此花区役所
大阪市此花区春日出北1丁目8番4号 此花区役所1階 区民情報コーナー
 - エ 大阪市港区役所
大阪市港区市岡1丁目15番25号 港区役所1階
 - オ 大阪市住之江区役所
大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 住之江区役所1階 区民情報コーナー
 - カ 大阪市環境局総務部

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシナス13階

(2) 縦覧期間

令和元年11月22日（金）から同年12月23日（月）まで

(3) 縦覧時間

日曜日、土曜日を除く午前9時から午後5時30分まで

(4) 意見書の提出方法

方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、市長又は事業者に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

意見書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 方法書についての環境の保全及び創造の見地からの意見

(5) 意見書の提出先

ア 市長に対する意見

大阪市環境局環境管理部環境管理課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

TEL (06) 6615-7938 FAX (06) 6615-7949

イ 事業者に対する意見

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会整備局整備部整備計画課

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎43階

TEL (06) 6625-8679 FAX (06) 6625-8738

E-Mail kankyo_assess@expo2025.or.jp

(6) 意見書の提出期限

令和2年1月6日（月）

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第927号

淀屋橋駅西地区市街地再開発組合設立発起人から市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告の申請があつたため、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

この公告に係る区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、この公告のあつた日から起算して30日以内に大阪市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から、さらに借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及び借地の所有者）と連署し、または、借地権を証する書面を添えて、

書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならないので留意されたい。

なお、当該区域を表示する図書は、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

大阪市中央区北浜三丁目

9番

大阪市中央区北浜四丁目

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番
1、11番2、11番3、17番1、17番2、17番3、19番、20番、20番1、
20番2、20番3、20番4、21番、22番・24番-乙-合併-丙、23番1、23番
2、23番3、24番2、24番乙、25番、26番、27番、37番、38番1、38番
2、38番甲-2、50番、90番1、95番1、100番1

(以上41筆の全部)

大阪市中央区北浜三丁目

7番、8番、10番、11番、12番、13番、14番1、15番、16番、35番、69
番、官有地-530番

大阪市中央区北浜四丁目

25番2、25番3、70番

(以上15筆の各一部)

及び道路等である公有地の一部

2 区域を表示する図書の縦覧期間、時間及び場所

- (1) 期間 令和元年11月22日(金)から令和元年12月6日(金)まで
ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。

(大阪市の休日を定める条例第1条第1項に掲げる日を除く。)

- (2) 時間 午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30
分まで

- (3) 場所 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階
都市整備局市街地整備部住環境整備課市街地再開発グループ
(都市整備局市街地整備部住環境整備課)

大阪市告示第928号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、令和元年12月6日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
西成区第125号線	西成区千本南1丁目21番先	物干し台等
西成区第125号線	西成区千本南1丁目21番先	植木鉢等
西成区第126号線	西成区千本南1丁目21番先	物干し台等
西成区第126号線	西成区千本南1丁目21番先	植木鉢等
港区第220号線	港区築港3丁目1番先	ドラム缶等
国道172号	港区港晴3丁目1番先	コンクリートブロック等

(建設局総務部管理課)

大阪市告示第929号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

大阪市長 松井一郎

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
南 本 町 線	中央区南本町4丁目 1番の8地から 同 区同 4丁目 1番の9地まで (参考図参照)	旧	m 7.81～ 11.11	m 33.68
		新	7.81～ 12.43	33.68

(建設局総務部管財課)



大阪市告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

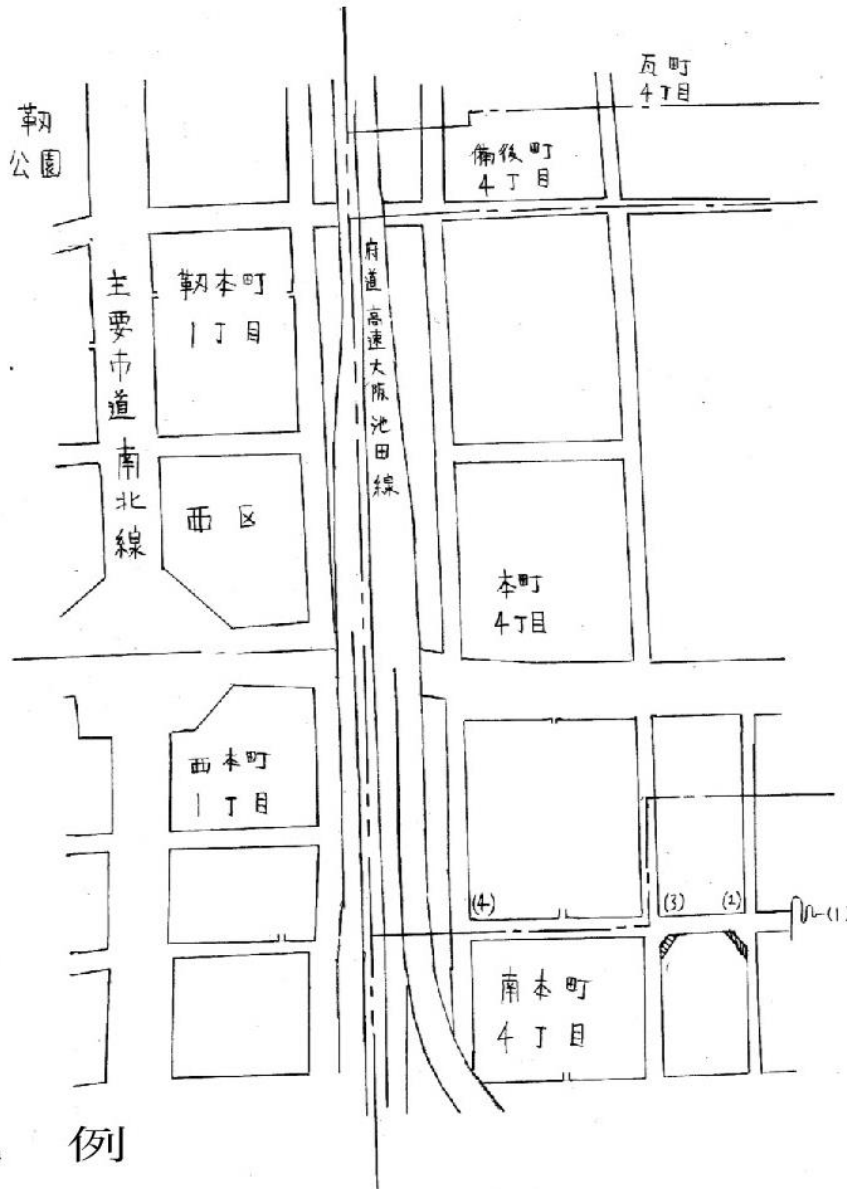
令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

路 線 名	区 間	供用開始の期日
南 本 町 線	中央区南本町4丁目1番の8地から 同 区同 4丁目1番の9地まで (参考図参照)	告示の日

参考図

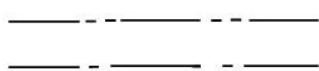
中央区



凡 例



新たに道路となる部分



区 界



町 丁 界

説 明

南本町線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 部分を区域変更する。

(建設局総務部管財課)

公 告

大阪市公告第56号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

大阪市長 松 井 一 郎

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス13階
大阪市環境局総務部総務課
電話 06-6630-3126

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	初度登録/検査年月	車台番号	型式
① 中古軽四輪ダンプ車 (スバル・スクープエンド車)	1台	平成15年11月	TT1-059497	LE-TT1
② 中古軽四輪ダンプ車 (スバル・スクープエンド車)	1台	平成15年12月	TT1-059801	LE-TT1
③ 中古軽四輪ダンプ車 (スバル・スクープエンド車)	1台	平成15年12月	TT1-059799	LE-TT1
④ 中古軽四輪ダンプ車 (スバル・スクープエンド車)	1台	平成15年12月	TT1-059714	LE-TT1
⑤ 中古軽四輪ダンプ車 (スバル・スクープエンド車)	1台	平成15年9月	TT1-059310	LE-TT1

⑥	中古軽四輪ダンプ車 (スバル・スクープエンド車)	1台	平成15年9月	TT1-059309	LE-TT1
⑦	中古軽四輪ダンプ車 (スバル・スクープエンド車)	1台	平成15年9月	TT1-059311	LE-TT1
⑧	中古自家用軽貨物車 (三菱・バン)	1台	平成14年6月	U61V-0506679	GD-U61V
⑨	中古自家用軽貨物車 (三菱・バン)	1台	平成14年6月	U61V-0506648	GD-U61V
⑩	中古自家用軽貨物車 (三菱・バン)	1台	平成13年9月	U61V-0401022	GD-U61V
⑪	中古小型自家用貨物車 (ニッサン・バン)	1台	平成15年7月	VFY11-263762	UB-VFY11
⑫	中古小型自家用貨物車 (ニッサン・バン)	1台	平成15年7月	VFY11-263776	UB-VFY11
⑬	中古小型自家用貨物車 (ニッサン・バン)	1台	平成15年7月	VFY11-263780	UB-VFY11
⑭	中古小型自家用貨物車 (ニッサン・バン)	1台	平成15年7月	VFY11-263781	UB-VFY11
⑮	中古小型自家用貨物車 (ニッサン・バン)	1台	平成15年7月	VFY11-263784	UB-VFY11
⑯	中古小型自家用貨物車 (ニッサンNM・バン)	1台	平成8年7月	MVFY10-720781	R-MVFY10

⑰ 中古小型自家用貨物車（ニッサン・バン）	1台	平成15年7月	VFY11-263772	UB-VFY11
⑱ 中古軽四輪ダンプ車（スバル・スクープエンド車）	1台	平成15年9月	TT1-059258	LE-TT1
⑲ 中古軽四輪ダンプ車（スバル・スクープエンド車）	1台	平成17年11月	TT1-080726	LE-TT1
⑳ 中古軽四輪ダンプ車（スバル・スクープエンド車）	1台	平成15年12月	TT1-059802	LE-TT1
㉑ 中古軽四輪ダンプ車（スバル・スクープエンド車）	1台	平成15年12月	TT1-059803	LE-TT1
㉒ 中古軽四輪ダンプ車（三菱・箱車）	1台	平成12年-月	U61T-0210137	GD-U61T

3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
令和元年12月11日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで	環境局木津川事務所 大阪市大正区南恩加島1-11-35

4 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに対し売払入札参加の申請を行い、平成30・31年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていること

5 入札説明書等の交付場所

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html

6 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する平成30・31年度物品売払入札参加承認証の写し
※平成30・31年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成30・31年度申請書」からダウンロードすること

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から令和元年12月10日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記1に同じ

8 入札参加資格の審査等

上記7の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 契約条項を示す場所

上記1に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

12 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時
令和元年12月12日（木） 午後2時
- (2) 入札執行の場所
あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

13 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

14 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

15 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

16 その他

- (1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

17 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

環境局事業部事業管理課 電話06-6630-3227

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務課 電話06-6630-3126

(環境局総務部総務課)